

海の観光拠点整備基本計画作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和4年10月 大山町観光課

1 目的

大山町は、国立公園大山を有しており、大山登山や大山スキー場などの山の資源を中心とした観光産業で賑わいを創出してきたが、現在は利用者ニーズの変化や雪不足などの影響もあり、山側だけではなく海側も含めた賑わい創出が課題となっている。

この課題に対して、大山町アウトドアライフ構想及び大山町観光戦略を踏まえて、海側での観光客の滞在時間の延長及び海と山をつなぐ町内周遊観光の促進を図る海の観光拠点整備に向けて、整備の基本となる整備方針を決定し、拠点施設の概略、概算事業費及び整備スケジュール等を定めた海の観光拠点整備基本計画作成することを目的とする業務（以下「本業務」という。）を外部委託することとした。

この実施要領は、本業務委託の公募型プロポーザル方式による実施に必要な事項を定めるものとする。

2 本業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務の名称 | 海の観光拠点整備基本計画作成業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「仕様書及び特記仕様書」のとおり |
| (3) 選定方法 | 公募型プロポーザル |
| (4) 契約方法 | 随意契約 |
| (5) 委託期間 | 令和4年12月14日から令和5年3月31日まで
※事業進捗によっては期間を延長する可能性があります。 |
| (6) 見積上限額 | 9,900,000円（取引に係る消費税及び地方消費税含む） |
| (7) 契約保証金 | 大山町財務規則第129条の規定のとおり |
| (8) 担当部署 | 大山町役場 観光課
〒689-3332 鳥取県西伯郡大山町末長500番地
電話 0859-53-3110（直通）
ファクシミリ 0859-53-3163
電子メール kankou@town.daisen.lg.jp |

3 プロポーザルに係る日程等

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| (1) 募集公告 | 令和4年10月27日（木） |
| (2) 参加意向申出書受付期間 | 令和4年10月27日（木）から令和4年11月9日（水） |
| (3) 参加資格確認結果通知日 | 令和4年11月16日（水） |
| (4) 企画提案書受付期間 | 令和4年11月16日（水）から令和4年11月29日（火） |
| (5) プレゼンテーション及びヒアリング審査 | 令和4年12月5日（月）（予定） |
| (6) 選定結果通知日 | 令和4年12月7日（水）（予定） |

4 プロポーザル参加資格

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする本業務における大山町での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 大山町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年大山町告示第58号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 大山町暴力団排除条例（平成25年3月15日条例第14号）に定める暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。

5 実施要領に関する質問について

- (1) 質問方法 電子メールでのみ受け付ける。質問には「質問・回答書（様式4）」を使用すること。
- (2) 提出先 大山町役場 観光課長 宛
電子メール kankou@town.daisen.lg.jp
- (3) 受付期間 令和4年10月27日（木）から令和4年11月2日（水）午後5時まで
- (4) 回答方法 随時、大山町ホームページにて公表する。
- (5) 回答期限 令和4年11月7日（月）

6 企画提案参加申出書の提出について

- (1) 企画提案参加申出書の提出
本業務のプロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出すること。なお、様式を指定する書類は、本町観光課から受け取るか本町ホームページからダウンロードすること。
 - ア 企画提案参加申出書（様式1）
 - イ 会社概要書（様式2）
 - ウ 役員名簿（様式7）
- (2) 申出書の受付期間等
 - ア 受付期間 令和4年10月27日（木）から令和4年11月9日（水）午後5時まで
 - イ 提出場所 大山町役場 観光課（大山支所内）
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（配達記録証明付き）
- (3) 参加資格審査
提出された書類により本業務のプロポーザルへの参加資格の有無を審査し、後日、「参加資格審査結果通知書（様式3）」を電子メールにて応募者に通知する。

7 企画提案書の提出について

本業務のプロポーザルへの参加資格が認められた応募者は、審査に必要な書類を作成し、提出すること。なお、提出書類の様式は、いずれも問わない。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（別紙企画提案書作成要領に基づき作成すること）
- イ 見積書（消費税及び地方消費税相当分を含む額を記載すること）

(2) 提出部数

提出書類は、一綴にしたものを9部（正本1部、副本8部）提出すること。

(3) 提出期間

令和4年11月16日（水）から令和4年11月29日（火）午後5時まで

(4) 提出方法及び提出先

持参又は郵送（配達記録証明付き）により、本町観光課に提出すること。

8 プレゼンテーション及びヒアリング審査

企画提案書の内容をより具体的に説明し、方針等を詳細に提案するための場として、プレゼンテーションとヒアリング審査を次の方法で実施する。なお、7により提出された企画提案書の内容と異なる趣旨説明や新たな提案及び追加資料等の提出は認めない。

- (1) 実施時間は、応募者1者につきプレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度とする。なお、参加者が1者の場合でも実施する。
- (2) プレゼンテーション方法は提案者の任意とするが、説明者は本業務の担当者が行うこと。なお、プレゼンテーションに必要となるパソコン等の機器は、提案者側で準備すること。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング審査への参加者は、5名以下とすること。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング審査は、大山町役場本庁を会場に、令和4年12月5日（月）に実施する予定である。なお、開始時刻等は後日連絡することとする。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番は、書類の受付順で抽選を行い決定する。
- (6) 審査は、別に定める海の観光拠点整備基本計画作成業務委託プロポーザル審査委員会において、審査要領に基づき総合的に評価し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。なお、採点結果は公表しない。
- (7) 企画提案書の提出後において、やむを得ない理由によりプレゼンテーション及びヒアリング審査への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式5）を速やかに提出すること。なお、その場合、提出された企画提案書は返却しないものとする。

9 審査結果の通知

審査実施後、委託候補者を特定し、審査に参加した者に対しプロポーザル審査結果通知書（様式6）を送付する。なお、その通知日は、令和4年12月7日（水）を予定する。

10 プロポーザルの無効について

次に該当する場合は、無効とする。

- (1) 企画提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合

- (2) 企画提案参加申出書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が4で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席又は遅刻した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 2にある見積上限額を上回る見積書の提出があった場合
- (6) 審査に従事する職員に対し、評価に影響を与えるような不必要な接触を行った場合
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書の内容は、本業務以外には使用しない。
- (3) 提出期間終了後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 参加者が1者のみであっても、参加資格を有する者であれば本プロポーザルを実施する。